平成２９年（フ）第９０号
愛知県豊橋市神野新田町字ヘノ割18番地（302）
債務者　バチスタ　マルシアこと　マルシア　マリア　アルベス　ゴウラルテ　バチスタ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第９６号
愛知県豊橋市北岩田１丁目２番地１、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字久保田37番地14
債務者　伊東エジソンこと　イトウ　バチスタ　エジソン
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５０号
長崎県佐世保市木風町690番地１　サニーヒル・シャーレ101、前住所長崎県佐世保市小佐世保町28番11号
債務者　吉田　和華
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
長崎県佐世保市浜田町２番11号　パルクビューナカヤマ402、前住所長崎県佐世保市上本山町48番地18　藤本方
債務者　松本　詩穂
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
長崎県佐世保市須佐町５番１号　ＭＭコーポ101号、前住所長崎県北松浦郡佐々町神田免５番地１　シャン・ド・フルール京仙Ｃ－101
債務者　小柳早菜江
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第６９３号
東京都小平市小川東町５丁目16番11―311号
債務者　佐久間直樹
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４８９号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目22番12号　Ｔ．ＶＩＬＬＡＧＥかしわ台103
債務者　梅田　和代
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９１号
横浜市磯子区杉田５丁目21番39号　ありあけ荘２－Ｄ号
債務者　鈴木あつ子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２９５号
横浜市鶴見区下末吉６－10－５ビラージュ三ッ池公園Ｅ棟511、住民票上の住所川崎市高津区蟹ケ谷74番地　419
債務者　渡邊　　肇
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４８号
静岡県袋井市掛之上20番地の６メゾンコスモ202号室
債務者　佐々木和行
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
愛知県豊川市下長山町北側66番地　ヴィラロワイヤル壱番館103号
債務者　金田　健洋
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１７１号
千葉市若葉区都賀２丁目８番４－101号
破産者　金子　安子
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７６号
千葉市中央区仁戸名町728番地７
破産者　土屋　光裕
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９号
千葉県船橋市栄町１丁目13番３号
破産者　有限会社なるびん
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８５号
千葉県市川市平田３丁目２番８号
破産者　湯川　弘之
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
新潟市北区太夫浜1850－２、商業登記簿上の本店所在地新潟市北区松浜本町１丁目16番21号
破産者　国際酒販株式会社
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部